

第96期

定時株主総会 招集ご通知

<新型コロナウイルス感染症に関するお願い>

総会会場での感染リスクを低減するため、健康状態にかかわらず、極力当日のご来場をお控えくださいますようお願い申し上げます。

本総会の運営に変更が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.smm.co.jp/>) にてお知らせいたします。

議決権行使期限 2021年6月24日(木曜日) 午後5時まで

同封の議決権行使書の郵送またはインターネット等により議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

<感染防止のための対応について>

- ・ 議事は、簡略化し時間を短縮して行う予定です。
- ・ 株主席の間隔を広げて配置することから、座席数に限りがあるため、ご入場を制限する場合がございます。また、当社が指定する場所に着席いただく場合がございます。
- ・ 製品展示・湯茶提供は実施いたしません。
- ・ ご来場の株主様は手指の消毒とマスクの常時着用をお願いいたします。また、株主様の体調等によりご入場をお断りする場合がございます。あらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。



日時

2021年6月25日(金曜日)
午前10時 (午前9時受付開始)



場所

東京都港区東新橋1丁目9番1号
コンラッド東京 アネックス2階 風波

 **住友金属鉱山株式会社**

証券コード：5713

株主の皆様へ

近時の新型コロナウイルス感染症の流行を受け、不要不急の外出は差し控えるべき状況が継続しており、影響を受けている株主の皆様におかれましては、心よりお見舞い申し上げます。

株主総会は、株主の皆様と直接対話できる重要な機会と考えております。本総会においては適切な感染防止策を実施いたしますが、**対策には限界がございます。**

株主の皆様および従業員、関係者等の健康・安全を第一に考え、また、さらなる感染拡大を防止すべく、本年の株主総会につきましては、ぜひ、書面またはインターネットによる事前の議決権行使をいただき、当日のご来場をお控えくださいますようお願い申し上げます。

株主の皆様の一人ひとりのご協力を賜りたく、重ねてお願い申し上げます。

招集ご通知

第96期定時株主総会招集ご通知	2
議決権行使のご案内	4

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件	6
第2号議案 定款一部変更の件	7
第3号議案 取締役8名選任の件	8
第4号議案 監査役2名選任の件	18
第5号議案 補欠監査役1名選任の件	21
第6号議案 取締役賞与支給の件	24
事業報告	28
連結計算書類	56
計算書類	59
監査報告	62

2021年6月3日

株主各位

東京都港区新橋5丁目11番3号
住友金属鉱山株式会社
代表取締役社長 野崎 明

第96期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第96期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

近時、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の流行を受け、不要不急の外出は差し控えるべき状況が継続しております。この状況を踏まえ、慎重に検討いたしました結果、本総会につきましては、適切な感染防止策を実施したうえで開催することといたしました。

株主の皆様におかれましては、このような状況に鑑み、感染拡大防止の観点から、本総会につきましては、株主様の健康状態にかかわらず、極力当日のご来場をお控えくださいますようお願い申し上げます。

書面または電磁的方法（インターネット等）によって議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、4頁の「議決権行使のご案内」に従って、2021年6月24日（木曜日）午後5時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- 日 時 2021年6月25日（金曜日）午前10時
- 場 所 東京都港区東新橋1丁目9番1号
コンラッド東京 アネックス2階 風波

本総会は、感染防止のため、株主席の間隔を広げて配置することから、ご用意できる席数に限りがあります。そのため、当日ご来場いただいてもご入場を制限する場合がございます。あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。

3. 目的事項

報告事項 第96期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告、連結計算書類、
計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 取締役8名選任の件

第4号議案 監査役2名選任の件

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

第6号議案 取締役賞与支給の件

以 上

◎ 開催場所が昨年と異なりますので、ご注意ください。

◎ 本総会招集に際して提供すべき書類のうち、事業報告の「業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項」および「当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」、連結計算書類の「連結注記表」ならびに計算書類の「個別注記表」につきましては、法令および当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.smm.co.jp/>) に掲載しておりますので、本書類には記載しておりません。

◎ 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、修正内容をインターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.smm.co.jp/>) に掲載いたします。

議決権行使のご案内

議決権は、株主の皆様のご意思を会社経営に反映するための大切な権利です。一方で、近時の状況に鑑み、ご来場による行使はお控えいただくとともに、議決権は、以下の2つの方法によりご行使くださいますようお願い申し上げます。

書面（郵送）



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2021年6月24日（木曜日）
午後5時
到着分まで

電磁的方法（インターネット）



パソコン、スマートフォンまたは携帯電話から、議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) にアクセスし、賛否をご登録ください。

行使期限

2021年6月24日（木曜日）
午後5時まで

詳細は次頁をご覧ください

議決権行使書による議決権行使のご案内

議案	賛	否	無効	未回答
第1号議案	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
第2号議案	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
第3号議案	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
第4号議案	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
第5号議案	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
第6号議案	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

※ 当日ご出席の場合は、議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

こちらに、各議案の賛否をご表示ください。

第1号議案、第2号議案、第5号議案、第6号議案

⇒賛成の場合 : 「賛」の欄に○印

⇒反対の場合 : 「否」の欄に○印

第3号議案、第4号議案

⇒全員賛成の場合 : 「賛」の欄に○印

⇒全員反対の場合 : 「否」の欄に○印

⇒一部の候補者に反対される場合 : 「賛」の欄に○印をし、反対される候補者の番号をご記入ください。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

1 QRコードを読み取る

同封の議決権行使書用紙に印字された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンまたはタブレット端末で読み取ってください。



以降、画面の案内に沿って賛否をご登録ください。

なお、一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」および「パスワード」を入力いただく必要があります。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

議決権行使コード等を入力する方法

1 議決権行使ウェブサイトへアクセスする

議決権行使ウェブサイトへアクセスして「次へすすむ」をクリックしてください。
議決権行使ウェブサイト⇒<https://www.web54.net>



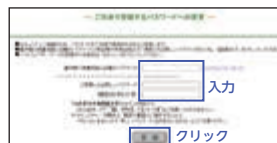
2 ログインする

同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」を入力し、「ログイン」をクリックしてください。



3 パスワードの入力

同封の議決権行使書用紙に記載された「パスワード」、実際にご使用になる「新しいパスワード」を入力し、「登録」をクリックしてください。



以降、画面の案内に沿って賛否をご登録ください。

インターネットによる議決権行使に関するご照会

株主名簿管理人：三井住友信託銀行株式会社 証券代行ウェブサポート フリーダイヤル **0120-652-031** (午前9時～午後9時)

議決権行使の際の注意点

- (1) 電磁的方法（インターネット等）により議決権を複数回行使された場合、またはパソコン、スマートフォンもしくは携帯電話で重複して議決権を行使された場合であって、同一の議案に対する議決権行使の内容が異なるときには、最後に行使されたものを有効として取り扱います。
- (2) 書面による議決権行使と電磁的方法（インターネット等）による議決権行使が重複してなされた場合であって、同一の議案に対する議決権行使の内容が異なるときには、電磁的方法による議決権行使を有効として取り扱います。

機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム

機関投資家の皆様につきましては、事前に申し込まれた場合に限り、株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことができます。

株主総会参考書類

第1号議案

剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様への適切な利益還元を経営上最も重要な課題のひとつと考えております。

当期末の剰余金の配当につきましては、連結配当性向35%以上を方針としつつ、将来の事業展開、財務体質の健全性、当期の業績などを総合的に勘案し、以下のとおり、1株につき99円といたしたいと存じます。

配当財産の種類	金銭
株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額	当社普通株式1株につき99円 総額 27,202,754,304円
剰余金の配当が効力を生じる日	2021年6月28日

＜ご参考：当社の財務方針および配当金等の推移について＞

当社は2019年度から2021年度を対象とする「2018年中期経営計画」の財務戦略として、財務体質の健全性の保持に引き続き取り組み、連結自己資本比率50%以上を維持するとともに、剰余金の配当は、業績に連動させ連結配当性向35%以上とすることを方針としております。

区 分	第93期 2017年度	第94期 2018年度	第95期 2019年度	第96期 2020年度
1株当たり年間配当額 (円)	100	73	78	121 (予定)
年間配当総額 (百万円)	27,513	20,060	21,433	33,248 (予定)
連結配当性向 (%)	30.1	30.0	35.4	35.1 (予定)
連結自己資本比率/ 親会社所有者帰属持分比率 (%)	61.0	58.3	58.3	59.1

- (注) 1. 当社は、2017年10月1日付で当社普通株式について2株を1株とする株式の併合を実施いたしました。
 2. 上記の1株当たり年間配当額は、株式の併合後の基準で換算したものを記載しております。
 3. 第93期(2017年度)の連結配当性向および連結自己資本比率は日本基準に準拠して計算し、第94期(2018年度)以降の連結配当性向および親会社所有者帰属持分比率は国際財務報告基準(IFRS)に準拠して計算しております。
 4. 第96期(2020年度)の1株当たり年間配当額等は、本総会の第1号議案(剰余金の処分の件)が原案どおり承認可決された場合の金額等であります。

定款一部変更の件

1. 変更の理由

取締役会の監督機能を維持・強化するため、取締役会長を置かない場合等に執行の最高責任者である取締役社長が自動的に取締役会議長となる仕組みを改め、より柔軟な対応ができるよう変更案第25条のとおり変更するものであります。また、コーポレートガバナンス強化の観点から相談役制度を廃止するため、現行定款第46条を削除するとともに、所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
(招集権者、議長) 第25条 取締役会は、取締役会長が招集し、その議長となる。取締役会長にさしつかえがあるとき、または取締役会長を置かないときは、 <u>取締役社長がこれにあたり、取締役社長にさしつかえがあるときは、他の取締役があらかじめ取締役会において定められた順序によってこれに代わる。</u>	(招集権者、議長) 第25条 取締役会は、取締役会長が招集し、その議長となる。取締役会長にさしつかえがあるとき、または取締役会長を置かないときは、他の取締役があらかじめ取締役会において定められた順序によってこれにあたる。
第7章 相談役 (相談役) 第46条 取締役会は、その決議によって相談役を定めることができる。	(削 除) (削 除)
第8章 計算 第47条～第50条 (省略)	第7章 計算 第46条～第49条 (現行どおり)

第3号議案

取締役8名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員（8名）が任期満了となりますので、取締役8名の選任をお願いするものであります。なお、取締役候補者の指名にあたっては、執行役員でない取締役会長および独立社外取締役で構成されるガバナンス委員会において助言を得ております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	性別 (ジェンダー)	現在の地位	属性	取締役会への出席状況 (2020年度)	取締役在任年数 (本総会終結時)
1	なかざと 中里 佳明	男性	代表取締役 取締役会長	再任	15/15回 (100%)	15年
2	のざき 野崎 明	男性	代表取締役 取締役社長 社長	再任	15/15回 (100%)	7年
3	まつもと 松本 伸弘	男性	取締役 常務執行役員	再任	15/15回 (100%)	2年
4	ひご 肥後 亨	男性	取締役 執行役員	再任	11/11回 (100%)	1年
5	かなやま 金山 貴博	男性	執行役員	新任	—	—
6	なかの 中野 和久	男性	社外取締役	再任 社外取締役 独立役員	15/15回 (100%)	5年
7	いしい 石井 妙子	女性	社外取締役	再任 社外取締役 独立役員	15/15回 (100%)	3年
8	きのした 木下 学	男性	社外取締役	再任 社外取締役 独立役員	11/11回 (100%)	1年

候補者番号

1

再任



なかざと よしあき
中里 佳明

生年月日：1953年5月13日
満年齢：68歳
性別：男性

当社株式所有数 25,900株

取締役在任年数 15年
(本総会終結時)

取締役会への出席状況 15/15回
(2020年度) (100%)

略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1976年 4月	当社入社
2005年 6月	当社執行役員
2006年 6月	当社取締役
2008年 6月	当社常務執行役員 機能性材料事業部長
2008年10月	半導体材料事業部長
2009年 6月	当社執行役員 機能性材料事業部長
2010年 6月	当社常務執行役員
2012年 6月	当社代表取締役 (現任) 当社専務執行役員
2013年 6月	当社取締役社長 当社社長
2018年 6月	当社取締役会長 (現任)

取締役候補者とした理由

中里佳明氏は、5年間取締役社長の職責を担った後、2018年6月から取締役会長としての職責を担っております。当社事業全般に関する知見を引き続き取締役会の機能強化に生かすことができると判断し、取締役候補者となりました。

候補者番号

2

再任



の ざ き
野 崎

あ き ら
明

生年月日：1960年6月20日
満年齢：60歳
性別：男性

当社株式所有数 16,200株

取締役在任年数 7年
(本総会終結時)

取締役会への出席状況 15/15回
(2020年度) (100%)

略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1984年 4月	当社入社
2013年 6月	当社執行役員 金属事業本部副本部長
2014年 6月	当社取締役 経営企画部長
2015年 6月	金属事業本部長
2016年 6月	当社常務執行役員
2018年 6月	当社代表取締役 (現任) 当社取締役社長 (現任) 当社社長 (現任)

取締役候補者とした理由

野崎明氏は、2018年6月から取締役社長としての職責を担っております。当社事業全般に関する知見を引き続き取締役会の機能強化に生かすことができるかと判断し、取締役候補者といたしました。

候補者番号

3

再任



まつもと のぶひろ
松本 伸弘

生年月日：1963年2月24日
満年齢：58歳
性別：男性

当社株式所有数 4,700株

取締役在任年数 2年
(本総会終結時)

取締役会への出席状況 15/15回
(2020年度) (100%)

略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1987年 4月	当社入社
2008年 4月	金属事業本部ニッケル工場長
2013年 7月	金属事業本部事業室勤務
2014年 6月	金属事業本部事業室長
2016年 6月	当社執行役員 金属事業本部副本部長
2018年 6月	金属事業本部長 (現任)
2019年 6月	当社取締役 (現任)
2020年 6月	当社常務執行役員 (現任)

[重要な兼職の状況]

PT Vale Indonesia Tbk, Commissioner

取締役候補者とした理由

松本伸弘氏は、長年にわたる製錬事業での実務経験を有するなど、製錬技術に関する豊富な知識を有しております。これらの知見を引き続き取締役会の機能強化に生かすことができると判断し、取締役候補者としたしました。

候補者番号

4

再任



ひご
肥後

とおる
亨

生年月日：1961年11月1日
満年齢：59歳
性別：男性

当社株式所有数 4,700株

取締役在任年数
(本総会終結時)

1年

取締役会への出席状況 11/11回
(2020年度)
(100%)

略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

- 1986年 4月 当社入社
- 2010年 7月 金属事業本部ニッケル営業・原料部長
- 2014年 7月 金属事業本部銅・貴金属原料部長
- 2017年 6月 Sumitomo Metal Mining Philippine Holdings Corporation, Director 兼 President
- 2019年 6月 当社執行役員（現任）
金属事業本部副本部長
- 2020年 6月 当社取締役（現任）
経営企画部長（現任）

[重要な兼職の状況]

Teck Resources Limited, Director

取締役候補者とした理由

肥後亨氏は、長年にわたる製錬事業での営業や原料調達の経験を有するほか、海外資源会社の取締役として経営に携わるなど、営業や会社経営に関する知識を有しております。これらの知見を引き続き取締役会の機能強化に生かすことができると判断し、取締役候補者いたしました。

候補者番号

5

新任



かなやま

金山

たかひろ

貴博

生年月日：1963年1月23日

満年齢：58歳

性別：男性

当社株式所有数 2,700株

略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1986年 4月	当社入社
2015年10月	人事部長
2017年 6月	当社執行役員（現任） 別子事業所長
2020年 6月	人事部長（現任）

取締役候補者とした理由

金山貴博氏は、人事部長、別子事業所長を歴任し、当社グループにおける人事・労務政策・総務をはじめとする経営管理に関する豊富な知識を有しております。これらの知見を取締役会の機能強化に生かすことができると判断し、取締役候補者いたしました。

候補者番号

6

再任

社外取締役

独立役員



なかの かずひさ
中野 和久

生年月日：1948年1月4日
満年齢：73歳
性別：男性

当社株式所有数 2,500株

社外取締役在任年数 5年
(本総会終結時)

取締役会への出席状況 15/15回
(2020年度) (100%)

略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1971年 4月	出光興産株式会社入社
2003年 4月	同社執行役員人事部長
2004年 6月	同社取締役
2005年 6月	同社常務取締役
2007年 6月	同社代表取締役副社長
2009年 6月	同社代表取締役社長
2013年 6月	同社代表取締役会長
2015年 6月	同社相談役
2016年 6月	当社取締役 (現任)
2017年 6月	出光興産株式会社相談役退任

社外取締役候補者とした理由/期待される役割の概要

中野和久氏は、出光興産株式会社にて代表取締役社長等の職責を担い、会社経営および資源事業に関する豊富な知識と経験を有しております。

同氏には、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、ご自身の経験等を背景に特に資源事業および製錬事業等における長期にわたるプロジェクトならびに全体的な計画等に関して助言をいただき、取締役会の意思決定に参加していただくことによりその質が高まることを期待しております。また、独立した客観的な立場から、取締役会を通じて経営に対するチェック機能を発揮していただくとともに、ガバナンス委員会の委員として、取締役および執行役員の指名や報酬等の意思決定に際し助言を行うことを通じて株主をはじめとす

るステークホルダーに代わって経営陣を監督していただきたいと考えております。

同氏には当社の社外取締役およびガバナンス委員会の委員長として上記の役割を果たしていただいているため、社外取締役候補者といたしました。

独立性に関する事項/責任限定契約の締結

1. 中野和久氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に規定される社外取締役候補者であります。
2. 2020年度において、当社は出光興産株式会社との間で不動産の賃貸借に関する取引があります。当社の同社に対する売上高は、4百万円であり、当社（単体）の売上高に対する割合は0.0%です。また、当社は同社との間で当社の操業資材の購入に関する取引があります。当社の同社に対する支払額は850百万円であり、同社（単体）の売上高に対する割合は0.0%です。
3. 同氏については、株式会社東京証券取引所の規定に基づき、一般株主と利益相反の生じるおそれがない独立役員として届け出ております。なお、当社が定める独立性基準（23頁に記載）に照らし独立性を有しております。
4. 当社は、同氏との間で責任限度額を1,000万円または法令に定める最低責任限度額のいずれか高い額とする責任限定契約を締結しており、当該契約を継続する予定であります。

候補者番号

7

再任

社外取締役

独立役員



いし い た え こ
石井 妙子

生年月日：1956年5月7日
満年齢：65歳
性別：女性

当社株式所有数 0株

社外取締役在任年数 3年
(本総会終結時)

取締役会への出席状況 15/15回
(2020年度) (100%)

略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1986年 4月 弁護士登録
和田良一法律事務所入所
1992年 3月 太田・石井法律事務所開設
2018年 6月 当社取締役（現任）

[重要な兼職の状況]

太田・石井法律事務所弁護士
日本電気株式会社社外監査役
株式会社D T S 社外監査役
株式会社ふるさとサービス社外監査役

社外取締役候補者とした理由/期待される役割の概要

石井妙子氏は、弁護士として特に労働分野をはじめとする豊富な専門知識と経験を有しております。

同氏には、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、ご自身の経験等を背景に特にコンプライアンスや人事・労務関連分野の助言をいただき、取締役会の意思決定に参加していただくことによりその質が高まることを期待しております。また、独立した客観的な立場から、取締役会を通じて経営に対するチェック機能を発揮していただくとともに、ガバナンス委員会の委員として、取締役および執行役員の指名や報酬等の意思決定に際し助言を行うことを通じて株主をはじめとす

るステークホルダーに代わって経営陣を監督していただきたいと考えております。

同氏には当社の社外取締役およびガバナンス委員会の委員として、上記の役割を果たしていただいているため、社外取締役候補者といたしました。同氏は、社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。

独立性に関する事項/責任限定契約の締結

1. 石井妙子氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に規定される社外取締役候補者であります。
2. 同氏については、株式会社東京証券取引所の規定に基づき、一般株主と利益相反の生じるおそれがない独立役員として届け出ております。なお、当社が定める独立性基準（23頁に記載）に照らし独立性を有しております。
3. 当社は、同氏との間で責任限度額を1,000万円または法令に定める最低責任限度額のいずれか高い額とする責任限定契約を締結しており、当該契約を継続する予定であります。

候補者番号

8

再任

社外取締役

独立役員

きのした
木下まなぶ
学生年月日：1954年5月17日
満年齢：67歳
性別：男性

当社株式所有数 0株

社外取締役在任年数 1年
(本総会最終時)取締役会への出席状況 11/11回
(2020年度) (100%)

略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1978年 4月	日本電気株式会社入社
2006年 4月	同社企業ソリューションビジネスユニット 流通・サービスソリューション事業本部長
2008年 4月	同社執行役員
2010年 4月	同社執行役員常務
2010年 6月	同社取締役
2016年 4月	同社執行役員副社長
2018年 4月	同社シニアオフィサー（現任）
2020年 6月	当社取締役（現任）

[重要な兼職の状況]

日本電気株式会社シニアオフィサー
アルフレッサホールディングス株式会社社外取締役

社外取締役候補者とした理由/期待される役割の概要

木下学氏は、日本電気株式会社にて執行役員副社長等の職責を担い、会社経営およびデジタルビジネスに関する豊富な知識と経験を有しております。

同氏には、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、ご自身の経験等を背景に特に事業環境の変化が著しい材料事業やデジタル分野に関して助言をいただき、取締役会の意思決定に参加していただくことによりその質が高まることを期待しております。また、独立した客観的な立場から、取締役会を通じて経営に対するチェック

機能を発揮していただくとともに、ガバナンス委員会の委員として、取締役および執行役員の指名や報酬等の意思決定に際し助言を行うことを通じて株主をはじめとするステークホルダーに代わって経営陣を監督していただきたいと考えております。

同氏には当社の社外取締役およびガバナンス委員会の委員として、上記の役割を果たしていただいているため、社外取締役候補者といたしました。

独立性に関する事項/責任限定契約の締結

1. 木下学氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に規定される社外取締役候補者であります。
2. 2020年度において、当社の日本電気株式会社に対する売上高はありません。また、当社は同社との間で設備・ソフト仕入れおよび保守・リースに関する取引があります。当社の同社に対する支払額は30百万円であり、同社（単体）の売上高に対する割合は0.0%です。
3. 同氏については、株式会社東京証券取引所の規定に基づき、一般株主と利益相反の生じるおそれがない独立役員として届け出ております。なお、当社が定める独立性基準（23頁に記載）に照らし独立性を有しております。
4. 当社は、同氏との間で責任限度額を1,000万円または法令に定める最低責任限度額のいずれか高い額とする責任限定契約を締結しており、当該契約を継続する予定であります。

取締役候補者に関する共通事項

当社は、保険会社との間で、当社の取締役、監査役および執行役員が被保険者に含まれる法令に定める役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されます。また、被保険者の全ての保険料を当社が全額負担しております。取締役候補者の選任が承認された場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当社は、当該保険契約を任期途中に同様の内容で更新することを予定しております。

- (注) 1. 本議案における各候補者の年齢・略歴等は2021年6月1日時点のものを記載しております。
2. 本議案における百万円単位の記載は、百万円未満を四捨五入して表示しています。

第4号議案

監査役2名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役猪野和志氏および山田雄一氏が辞任されますので、新たに監査役2名の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号

1

新任

いまい こうじ
今井 浩二生年月日：1962年5月17日
満年齢：59歳
性別：男性

当社株式所有数 1,200株

略歴、地位および重要な兼職の状況

1986年 4月	当社入社
2014年 6月	総務法務部長
2019年 4月	総務部長（現任） 法務部長

監査役候補者とした理由

今井浩二氏は、総務法務部長、総務部長、法務部長を歴任し、当社グループにおけるコンプライアンス・コーポレートガバナンス・総務に関する豊富な知識を有しております。この知見を生かすことによって、監査役として適切な監査を行うことが期待できるため、監査役候補者といたしました。

候補者番号

2

新任

社外監査役

独立役員



わかまつ
若松
しょうじ
昭司

生年月日：1953年10月5日

満年齢：67歳

性別：男性

当社株式所有数 0株

略歴、地位および重要な兼職の状況

1983年 9月	監査法人太田哲三事務所（現E Y新日本有限責任監査法人）入所
1987年 3月	公認会計士登録
2003年 7月	新日本監査法人（現E Y新日本有限責任監査法人）代表社員
2006年 5月	同監査法人理事
2008年 8月	新日本有限責任監査法人（現E Y新日本有限責任監査法人）経営専務理事
2010年 8月	同監査法人シニアパートナー
2016年 6月	同監査法人退職 若松公認会計士事務所開設
2019年 9月	税理士登録

[重要な兼職の状況]

若松公認会計士事務所公認会計士・税理士
三井住建道路株式会社社外監査役

社外監査役候補者とした理由/期待される役割の概要

若松昭司氏は、監査法人における長年にわたる監査の経験および会計に関する豊富な知識を有しております。

同氏には、当社グループの経営の健全性の確保および中長期的な企業価値の向上を図るため、常勤の監査役と十分な連携を行いながら、ご自身の知見、経験等に基づき、特に会計分野で実効的な監査を行っていただくことを期待しております。また、監査

の一環として取締役会をはじめとする重要な会議に参加し、意思決定の過程において、独立した客観的な立場から、提案内容の適法性のみならず、妥当性を含め、積極的に忌憚のない意見を述べていただくことを期待しております。

同氏は、社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、監査法人の経営に関与したことがあり、上記の理由とあわせて、社外監査役としての職務を適切に遂行することが期待できるため、社外監査役候補者いたしました。

独立性に関する事項/責任限定契約に関する事項

1. 若松昭司氏は、会社法施行規則第2条第3項第8号に規定される社外監査役候補者であります。
2. 同氏については、株式会社東京証券取引所の規定に基づき、一般株主と利益相反の生じるおそれがない独立役員として届け出る予定であります。なお、当社が定める独立性基準（23頁に記載）に照らし独立性を有しています。
3. 当社は、同氏との間で責任限度額を1,000万円または法令に定める最低責任限度額のいずれか高い額とする責任限定契約を締結する予定であります。

監査役候補者に関する共通事項

当社は、保険会社との間で、当社の取締役、監査役および執行役員が被保険者に含まれる法令に定める役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されます。また、被保険者の全ての保険料を当社が全額負担しております。監査役候補者の選任が承認された場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当社は、当該保険契約を任期途中で同様の内容で更新することを予定しております。

（注）本議案における各候補者の年齢・略歴等は2021年6月1日時点のものを記載しております。

補欠監査役1名選任の件

監査役が法令または定款に定める員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ、社外監査役の補欠として、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役の候補者は、次のとおりであります。



み し な か ず ひ ろ
三品 和広

社外監査役 生年月日 : 1959年9月23日
満年齢 : 61歳
独立役員 性別 : 男性

当社株式所有数 0株

略歴、地位および重要な兼職の状況

1989年9月	ハーバードビジネススクール助教授
1995年10月	北陸先端科学技術大学院大学先端科学技術研究調査センター助教授
1997年4月	北陸先端科学技術大学院大学知識科学研究科助教授
2002年10月	神戸大学大学院経営学研究科助教授
2004年10月	神戸大学大学院経営学研究科教授 (現任)

[重要な兼職の状況]

神戸大学大学院経営学研究科教授
不二製油グループ本社株式会社社外取締役

補欠の社外監査役候補者とした理由/期待される役割の概要

三品和広氏は、経営戦略や経営者論等の企業経営学の研究者として専門的知見を有しております。

同氏には、就任された際には、当社グループの経営の健全性の確保および中長期的な企業価値の向上を図るため、常勤の監査役と十分な連携を行いながら、ご自身の知見、経験等に基づき、特に大学教授としての学識を背景に実効的な監査を行っていただ

くことを期待しております。また、監査の一環として取締役会をはじめとする重要な会議に参加し、意思決定の過程において、独立した客観的な立場から、提案内容の適法性のみならず、妥当性を含め、積極的に忌憚のない意見を述べていただくことを期待しております。

同氏は、社外取締役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。

独立性に関する事項/責任限定契約の締結

1. 三品和広氏は、会社法施行規則第2条第3項第8号に規定される社外監査役候補者であります。
2. 同氏が社外監査役に就任する場合、株式会社東京証券取引所の規定に基づき、一般株主と利益相反の生じるおそれがない独立役員として届け出る予定であります。なお、当社が定める独立性基準(23頁に記載)に照らし独立性を有しております。
3. 同氏が社外監査役に就任する場合、当社は、同氏との間で責任限度額を1,000万円または法令に定める最低責任限度額のいずれか高い額とす

- る責任限定契約を締結する予定であります。
4. 当社は、保険会社との間で、当社の取締役、監査役および執行役員が被保険者に含まれる法令に定める役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されます。また、被保険者の全ての保険料を当社が全額負担しております。同氏が社外監査役に就任する場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

(注) 本議案における候補者の年齢・略歴等は2021年6月1日時点のものを記載しております。

<ご参考>

独立性基準について

社外取締役および社外監査役（以下、総称して「社外役員」といいます。）の独立性の判断にあたっては、会社法に定める社外要件および株式会社東京証券取引所が定める独立性基準に従います。ただし、社外役員が当社の取引先に所属している場合等であっても、当社が定めた以下の軽微基準に該当するときには、原則として独立性を有するものと判断します。

取引先	<ul style="list-style-type: none">・直近事業年度における当社（単体）の当該取引先（単体）への売上高が、当社（単体）の売上高の2%未満であること。・直近事業年度における当該取引先（単体）の当社（単体）への売上高が、当該取引先（単体）の売上高の2%未満であること。・直近事業年度における当社（単体）の当該取引先からの借入残高が、当社（単体）の総資産の2%未満であること。
コンサルタント、 専門家等	<ul style="list-style-type: none">・直近事業年度において当社（単体）から役員報酬以外に受領する金銭その他の財産が、年間1,000万円未満のコンサルタント、会計専門家または法律専門家等（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者）。
寄付金等	<ul style="list-style-type: none">・受領者が取締役または監査役個人の場合： 当社（単体）から収受する金銭その他の財産が、直近事業年度において年間100万円未満であること。・受領者が取締役または監査役が所属する法人等（国立大学法人や学校法人等の場合、受領者が所属する学部や研究科とする）の場合： 当社（単体）から収受する金銭その他の財産が、直近事業年度において年間1,000万円未満であること。

第6号議案

取締役賞与支給の件

当期の功労に報いるため、当期末時点の取締役8名のうち、社外取締役を除く取締役5名に対し取締役賞与総額1億500万円を支給することといたしたいと存じます。なお、当社の取締役賞与は、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針に基づき会社業績を勘案し各取締役の業績を反映させて算出しております。当該方針の内容の概要は50頁に記載のとおりであります。

本議案は、上記の取締役賞与総額についてガバナンス委員会の助言を得たうえで取締役会において決定しており、相当であると判断しております。

<ご参考>

当社のコーポレートガバナンスの状況

(1) コーポレートガバナンスに関する基本方針

当社は、コーポレートガバナンスを、当社グループの企業価値の最大化と健全性の確保を両立させるために企業活動を規律する仕組みであり、経営上最も重要な課題のひとつと位置づけております。

当社は、「住友の事業精神」を基本とした「SMMグループ経営理念」を定めており、コーポレートガバナンスの充実に努めることにより、SMMグループ経営理念の達成に向けて効率的かつ健全な企業活動を行い、社会への貢献と株主の皆様をはじめとするステークホルダーへの責任を果たしてまいります。

住友の事業精神

第1条 わが住友の営業は信用を重んじ、**確実**を旨とし、**もってその鞏固隆盛**を期すべし

社会的な信用や相互の信頼関係を大切に、何事も誠意をもって**確実**に対応することにより、事業の**確実な**発展を図っていくべきことを意味しております。

第2条 わが住友の営業は**時勢の変遷**理財の**得失**を計り、**弛張興廃**することあるべしといえども、**いやしくも浮利**に**趨り軽進**すべからず

旧来の事業に安住してマンネリズムに陥ることなく、時代の移り変わりによる社会のニーズの動向を鋭敏にとらえて、新しく事業を興し、あるいは廃止する等の処置をとることを意味し、積極進取の姿勢が重要なことを表しております。同時に、いかなる場合においても、道義に反する手段で利益を追ったり、目先の利益に惑わされて、ものごとを十分調査・検討せずに取り進めたりしてはならないことを意味しております。

SMMグループ経営理念

- ・住友の事業精神に基づき、地球および社会との共存を図り、健全な企業活動を通じて社会への貢献とステークホルダーへの責任を果たし、より信頼される企業をめざします
- ・人間尊重を基本とし、その尊厳と価値を認め、明るく活力ある企業をめざします



コーポレートガバナンスに関する基本方針の全文については以下のURLからご参照ください。
https://www.smm.co.jp/ir/management/governance_policy/

(2) コーポレートガバナンスの体制

① 機関設計等

当社のコーポレートガバナンスは、経営における執行と監視・監督のそれぞれの機能が十分発揮されるシステムとして、監査役会設置会社および執行役員制度を採用し、取締役会による「意思決定・監督」と、社長および執行役員による「業務執行」、そして監査役および会計監査人による「監査」という3区分の組織体制により運営しております。また、経営の透明性を高め、コーポレートガバナンス強化を図るため、ガバナンス委員会を設置しております。

② 当該体制を選択している理由（取締役会のあるべき姿について）

当社は、資源・製錬・材料の3事業をコアビジネスと位置付け、長期ビジョン「世界の非鉄リーダー」を目指しております。これらの事業はいずれも非鉄金属に関わる事業であり相互に有機的な関連を持ち、多様な経営課題に対して取締役会が自ら意思決定を行える事業内容と規模であると考えております。また、現在強化を図っている3事業間の連携という面でも、各事業に強い独立性を与えて独自の意思決定を認めるよりも、取締役会自らが総合的に意思決定を行うことが会社の成長をより促すことにつながると考えております。そのため、執行全体を事後的に監督するモニタリング・モデルではなく、マネジメント・モデルを原則として採ることが当社のガバナンスとして適していると考えております。

また、当社グループの事業の特性上、経営基盤（特にコンプライアンス、安全、環境）の強化が重要であり、監査役が取締役や執行役員等に対して忌憚なく課題を指摘できる体制を整えておく必要があると考えております。この点から、独任制という権限の保障された監査役が、4年間にわたり安定して監査機能を発揮することが期待できる監査役会設置会社の機関設計を採用しております。なお、監査役には取締役会の決定事項に関する招集権および取締役会の議決権がなく、その結果として取締役の解任提案を取締役会に対してすることができないことが監査役会設置会社の課題であると認識しております。この課題に対しては、複数（3分の1以上）の社外取締役を設置し、ガバナンス委員会委員に就任いただき、ガバナンス委員会において取締役および執行役員等の選解任を取り扱うことにより課題を乗り越えるべく取り組んでおります。

(3) 取締役会全体の実効性についての分析・評価とその結果

取締役会は、適切な業務執行の決定および監督機能の向上の観点から取締役会の実効性を分析・評価し、その結果の概要を開示することとしております。2020年度における取締役会の実効性の分析・評価について、その結果の概要は以下のとおりです。

① 分析・評価のプロセス

2020年度の実効性の評価は、評価開始から6回目となることから、評価プロセスの中立性と客観性を確保するために、第三者機関であるボードルーム・レビュー・ジャパン株式会社に分析・評価の支援を委託して行いました。評価にあたっては、第三者機関が取締役会の資料と議事録を閲覧のうえ、取締役会長（取締役会議長）、取締役社長と事前に議論を行い、それらを参考に作成した質問票に取締役全員および監査役全員が回答しました。第三者機関は質問票の回答内容を分析するとともに、回答者全員と個別にインタビューを実施し、取締役会の現状の分析結果および課題を取りまとめ、2021年2月の取締役会において実効性向上に関する提案も含めて報告を行いました。取締役会

は、第三者機関による分析結果および2016年度に確認した「取締役会のあるべき姿」に基づき、2021年2月の定時取締役会において取締役会の実効性について審議し、その評価と今後の対応について確認しました。

② 分析・評価結果の概要

a. 質問票への回答およびインタビューの結果

取締役会の実効性に関わる主要な項目のほとんどにおいて総じて高い評価となりました。

特に、a) 「取締役会の役割・機能」については「意思決定を重視し、意思決定を通じた監督を行う取締役会」を目指すことが共有されていること、b) 「取締役会の運営状況」については執行側の会議（事務会議、経営会議）での議論を経て、最終的に取締役会に上程されており、その意思決定プロセスは適切であり、また、当該プロセスにおいて十分な議論が行われていること、c) 取締役会およびガバナンス委員会においてはオープンで活発な議論がなされていること、およびd) 「取締役会の規模・構成」については事業規模や活発な議論と意思決定の観点から適切な規模・構成割合であり、知見・経験の観点から適切なメンバー構成であることを確認しました。一方で、人材（人材確保、経営人材の育成、女性の活躍推進など）に関する取締役会での審議は、2019年度実効性評価において課題であるとしたものの、十分ではないと考えられていることを確認しました。

b. 質問票およびインタビューの結果から見える課題（第三者機関からの改善提案）

a) 取締役会において、会社の中長期的な課題（「2030年のありたい姿」を含む中長期の事業の方向性、競争環境、人材、環境・社会への取り組みなど）について、より議論を深める。

b) 現在、そのような議論を行うために、フリーディスカッションの議論の機会を増やしつつある。今後も、そのような形式の議論を取締役会あるいはそれ以外で実施する。

c. 上記課題への対応（取締役会における審議）

a) 「2030年のありたい姿」、今後のありたい姿を含めた中長期の事業の方向性については、計画策定前の編成方針を定めるタイミングで取締役会において審議していくことを確認しました。競争環境については、それぞれの事業本部から1年に1回の頻度で当社の立ち位置について、マーケティングの観点から報告することとしました。人材に関しては、人事制度を見直す機会に取締役会において審議していくことを確認しました。環境・社会への取り組みについては、CSR委員会での審議事項のなかから重要と思われる点について、適宜取締役会において議題としていくことが確認されました。

b) 上記の中長期的な課題については、基本的に取締役会において審議することを確認しましたが、テーマにより、取締役会以外でのフリーディスカッションの機会を設けることとなりました。

③ 今後の対応

当社取締役会は、上記の審議を通して、以下の各事項について今後継続的に取り組むことにより取締役会の実効性をさらに高めていくことを確認しました。

- ・会社の中長期的な課題（「2030年のありたい姿」、今後のありたい姿を含めた中長期の事業の方向性、競争環境、人材、環境・社会への取り組みなど）について、定期的または都度、審議を行う。
- ・審議の方法については、基本的に取締役会において審議するが、テーマによっては、取締役会以外でのフリーディスカッションの機会を設ける。

以上

事業報告

(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当期の当社グループの業績は、車載用電池向け電池材料の一時的な生産調整による減販などがあったものの、銅、ニッケルおよび金の価格がそれぞれ前期を上回ったことなどにより、連結売上高は前期に比べて増加しました。連結税引前当期利益は、増収および持分法による投資損益が好転したことなどにより、前期に比べて増加しました。親会社の所有者に帰属する当期利益は、連結税引前当期利益が増加したことなどにより、前期に比べて増加しました。

当期の経済環境等は以下のとおりです。

世界経済の概況

新型コロナウイルス感染症の拡大が収束していないことなどを背景に、景気が減速基調で推移しましたが、中国および米国においては景気回復の動きがみられるようになりました。

当社グループを取り巻く環境

非鉄金属業界	銅およびニッケルの価格はそれぞれ上昇基調で推移 金価格は第2四半期にピークに達し、前期末に比べて高値で推移
材料関連業界	車載用電池向け電池材料の需要は一時的に低迷 スマートフォン向け部材での在庫調整があったものの、第5世代移動通信システム (5G) の進展などにより需要は回復傾向

※期中米ドル平均レート 当期：1ドル=106.07円 前期：1ドル=108.74円

連結売上高 	連結税引前当期利益 	親会社の所有者に 帰属する当期利益 
9,261億22百万円 (前期比8.7%増)	1,233億79百万円 前期比56.1%増	946億4百万円 前期比56.1%増

(注) 当期より顧客から受領した有償支給品に係る会計処理を変更しております。これにより当期の連結売上高および連結売上原価は従来の方による場合に比べそれぞれ220億60百万円減少しております。連結税引前当期利益および親会社の所有者に帰属する当期利益に影響はありません。前期と会計処理が異なることから、連結売上高の前期比増減率は、前期も当期と同じ会計処理に基づいて算定した場合の前期連結売上高との比較を記載しているため、括弧書きにしております。



資源セグメント

売上高

1,270億42百万円 前期比10.6%増

セグメント利益

652億90百万円 前期比72.0%増

主要な事業内容 国内外における非鉄金属資源の探査、開発、生産および販売を行っています。

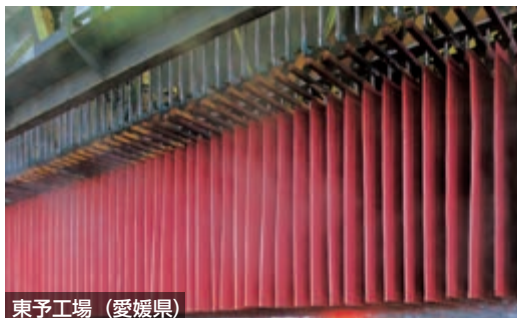
菱刈鉱山（鹿児島県）は、計画どおり順調な生産を継続しました。同鉱山では、安定生産およびマインライフ延長に向けた取り組みを継続しました。

モレンシー銅鉱山（米国）は、鉱石処理量の減少などにより生産量は前期を下回り、セロ・ベルデ銅鉱山（ペルー）は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う国家非常事態宣言を受け、保安操業を実施した影響などにより生産量は前期を下回りました。

シエラゴルダ銅鉱山（チリ）は、鉱石処理量の増加などにより生産量は前期を上回りました。

セグメント利益は、新型コロナウイルス感染症の影響による販売量の減少、およびケブラダ・ブランカ銅鉱山フェーズ2開発プロジェクト（チリ）における建設中断期間費用の損失処理などによる悪化があったものの、金および銅価格の上昇などにより前期を上回りました。

（注）セロ・ベルデ鉱山社およびシエラゴルダ鉱山社は持分法を適用した関連会社のため、売上高に含まれておりませんが、セグメント利益には含まれています。



製錬セグメント

売上高

6,937億58百万円 前期比13.0%増

セグメント利益

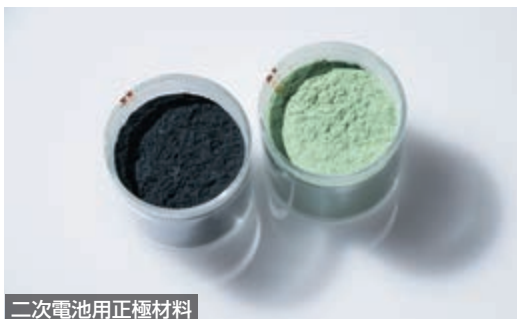
558億16百万円 前期比15.7%増

主要な事業内容 銅、ニッケル、フェロニッケル、金、銀等の製錬および販売を行っています。

銅の製錬を行っている東予工場（愛媛県）では、計画どおりの操業により電気銅の生産量は前期を上回り、販売量も前期を上回りました。

ニッケルの中間原料を製造しているコーラルベイニッケル社（フィリピン）の生産量は、新型コロナウイルス感染症の拡大による影響は軽微であり、前期並みとなりました。タガニートHPALニッケル社（フィリピン）は、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響を受けて計画休転の期間が一部長期化しました。休転後は概ね計画どおりに操業を行いましたが、降雨の影響なども加わり、生産量は前期を下回りました。この影響などにより、ニッケル工場（愛媛県）での電気ニッケルの生産量および販売量は前期を下回りました。

セグメント利益は、非鉄金属価格が上昇したことなどにより、前期を上回りました。



材料セグメント

売上高

2,115億33百万円 (前期比1.7%増)

セグメント利益

113億26百万円 前期比114.8%増

主要な事業内容 電池材料ならびに結晶材料および粉体材料などの機能性材料の製造および販売を行っています。

車載用電池向け電池材料は、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により市場が一時的に低迷し、その結果、販売量は前期を下回りました。

結晶材料、粉体材料およびパッケージ材料の販売量は、新型コロナウイルス感染症の拡大を背景として世界的にテレワークなど生活様式に変化が起こりデジタル化が加速したことから、スマートフォン、パソコン、ゲーム、テレビ需要が堅調に推移したことなどにより、前期を上回りました。

セグメント利益は、粉体材料などにおいて前期と比較し販売量が増加したことなどにより、前期を上回りました。

- ◎ 各セグメントの売上高、利益には、セグメント間の取引が含まれています。
- ◎ 連結売上高の数値は、セグメント間の取引を消去した外部売上高の合計です。
- ◎ 当期より顧客から受領した有償支給品に係る会計処理を変更しております。これにより当期の材料セグメントにおける売上高および売上原価は従来の方法によった場合に比べ220億60百万円減少しておりますが、セグメント利益に影響はありません。前期と会計処理が異なることから、売上高の前期比増減率は、前期も当期と同じ会計処理に基づいて算定した場合の前期売上高との比較を記載しているため、括弧書きにしております。

(2) セグメント別の販売、生産の状況

① セグメント別販売実績

報告セグメント等	前期 (2019年度)		当期 (2020年度)	
	百万円	%	百万円	%
資源	114,861	13.2	127,042	13.7
製錬	614,031	70.4	693,758	74.9
材料	228,635	26.2	211,533	22.8
その他	10,020	1.1	9,703	1.0
調整額	△94,932	△10.9	△115,914	△12.4
計	872,615	100.0	926,122	100.0

(注) セグメント間の販売額を各セグメントの販売実績額に含めて表示し、調整額で消去しています。

② 主要製品生産量 (当社)

製品	単位	前期 (2019年度)	当期 (2020年度)	対前期 増減	報告セグメント
銅	t	399,399	442,626	10.8	製錬
金	kg	17,933	17,170	△4.3	//
電気ニッケル	t	58,813	55,861	△5.0	//
フェロニッケル	t	13,539	13,023	△3.8	//
金銀鋳	t	144,928	147,517	1.8	資源

- (注) 1. 生産量には、受委託分を含めて表示しています。
2. フェロニッケルは、ニッケル換算量により表示しています。

(3) 資金調達および設備投資の状況

① 資金調達の状況

当期の資金需給を踏まえ、銀行借入により資金調達を行いました。なお、当期末借入金残高（社債および転換社債型新株予約権付社債を含む。）は前期に比べ370億76百万円減少し、3,604億27百万円となりました。

② 設備投資の状況

当期は、総額350億59百万円の設備投資を実施しました。当期に実施した設備投資は、資源セグメントにおけるコテ金開発プロジェクトの建設および菱刈鉱山下部鉱体開発ならびに製錬セグメントにおけるクロマイト回収設備の導入などです。

(4) 重要な企業再編等の状況

該当ございません。

(5) 対処すべき課題および今後の見通し

世界経済は、新型コロナウイルス感染症のワクチンの普及と各国の金融・財政政策の拡大により一定の回復が見込まれているものの、感染症の状況次第では急速に悪化する可能性があります。

当社グループを取り巻く事業環境は、非鉄金属業界において銅・ニッケルの需給がともに概ね均衡または若干の供給余剰と見込まれております。また、材料事業の関連業界においては、加速するカーボンニュートラルおよびデジタルトランスフォーメーション（DX）への取り組みにより継続的な需要拡大が見込まれるものの、自動車向け半導体の不足の影響などが懸念され予断を許さない状況にあります。

このような状況のなか、当社グループは、「世界の非鉄リーダー」を目指す長期ビジョンに向け、2021年度を最終年度とする「2018年中期経営計画」の成長戦略を精力的に推進していきます。

〈長期ビジョン〉

「世界の非鉄リーダー」を目指す

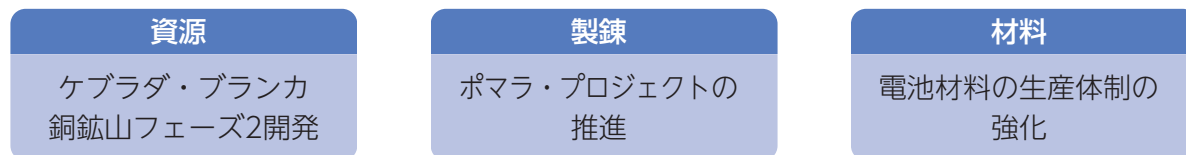
〈当社グループが目指す「世界の非鉄リーダー」〉

- ・資源権益やメタル生産量において、グローバルな存在感（＝世界トップ5に入るメタル）がある
- ・資源メジャーでも容易に模倣できない、卓越した技術や独自のビジネスモデルを有している
- ・持続的成長を実現し、安定して一定規模の利益をあげている
- ・SDGs等の社会課題に積極的に取り組んでいる
- ・従業員がいきいきと働いている

〈ターゲット〉

ニッケル	年間生産量	銅	権益分年間生産量
	15万t		30万t
金	優良権益獲得による鉱山オペレーションへの新規参画		
材料	ポートフォリオ経営による税引前当期利益250億円/年の実現		
親会社の所有者に帰属する当期利益		1,500億円/年	

〈2018年中期経営計画の3大プロジェクト〉



2018年中期経営計画では、3大基本戦略として、「コアビジネスの成長基盤強化」「3事業連携の強化」「コーポレート機能の強化」に取り組んでいます。特にコアビジネスの成長基盤強化として、資源、製錬、材料における3大プロジェクトを総力を挙げて推進しており、2018年中期経営計画の当期の進捗状況および今後の戦略の内容は以下のとおりです。

資源事業では、ケブラダ・ブランカ銅鉱山フェーズ2開発プロジェクト（チリ）は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、建設工事を一時休止しましたが、その後段階的に再開しました。生産開始は2022年となる見込みです。

製錬事業では、ニッケル年産15万t体制に向けたポマラ・プロジェクト（インドネシア）を推進し、DFS（最終的な事業化調査）を継続中ですが、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、必要な許認可取得などに時間を要しており、現在投資の可否について調査を継続しています。

材料事業では、自動車の電動化が進展することに伴う車載用二次電池の需要拡大に対応するために、二次電池用正極材であるニッケル酸リチウム（NCA）の増産を決定するとともに、次世代電池材料の開発強化のため研究所の拡張を決定しました。今後、適切なタイミングでさらなる生産能力の増強を図ります。

当社は、新たな社会課題や当社グループの事業課題を念頭に置き、長期ビジョンの実現に向けたマイルストーンとして「2030年のありたい姿」を策定しています。同じ目標年である「SDGs」とも関連を整理し、経営ビジョンに直結する＜SDGsゴール12「つくる責任 つかう責任」＞を最重要ゴールと決めました。「2030年のありたい姿」の実現に向けた取り組みにより、事業を通じて社会課題の解決を図り、持続的な成長と企業価値の最大化に努めます。

株式会社ジェー・シー・オーは、施設の維持管理および低レベル放射性廃棄物の保管管理のほか、施設の廃止措置に向けた準備のため、施設の解体や除染等を推進するための諸施策を進めております。当社は、同社がこれらに万全の態勢で取り組むことができるよう今後も支援を行ってまいります。

株主の皆様におかれましては、引き続き変わらぬご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

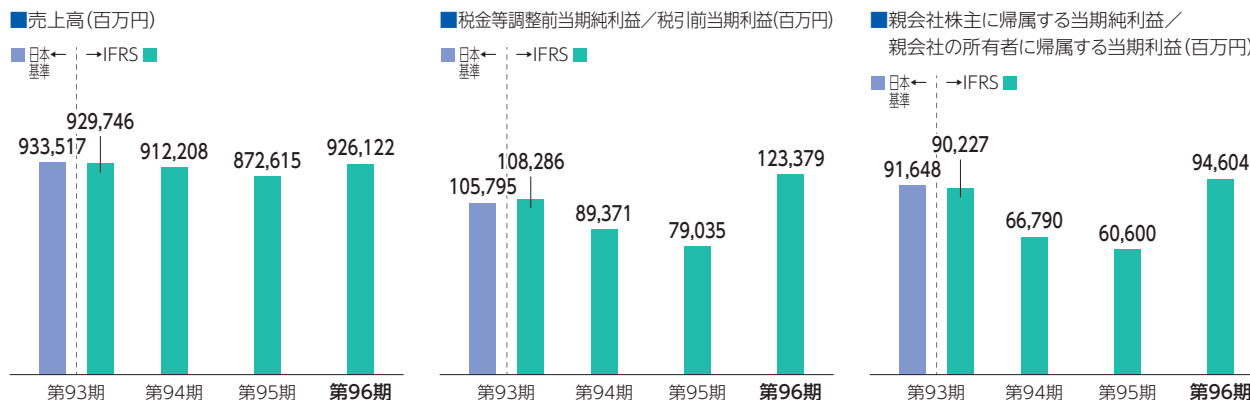
(6) 財産および利益の状況の推移

区 分		第93期 2017年度	第94期 2018年度	第95期 2019年度	第96期 2020年度	
		日本基準	IFRS			
売上高	(百万円)	933,517	929,746	912,208	872,615	926,122
経常利益	(百万円)	124,853	—	—	—	—
税金等調整前当期純利益/ 税引前当期利益	(百万円)	105,795	108,286	89,371	79,035	123,379
親会社株主に帰属する当期純利益/ 親会社の所有者に帰属する当期利益	(百万円)	91,648	90,227	66,790	60,600	94,604
1株当たり当期純利益/ 基本的1株当たり当期利益	(円)	332.42	327.26	243.06	220.54	344.29
総資産/資産合計	(百万円)	1,699,037	1,732,333	1,797,701	1,719,690	1,885,999
純資産/資本合計	(百万円)	1,120,008	1,113,349	1,151,280	1,110,860	1,222,983

(注) 1. 2017年10月1日付で当社普通株式について2株を1株とする株式の併合を実施しました。上記の1株当たり当期純利益は、株式の併合後の基準で換算したものを記載しています。

2. 第94期(2018年度)から国際財務報告基準(IFRS)に準拠して連結計算書類を作成しております。前期比較のため第93期(2017年度)についてもIFRSに準拠した数値を併記しています。

<ご参考>



(7) 主要な事業内容等（2021年3月31日現在）

報告セグメント等	主要製品等
資源	金銀鉱、銅精鉱、銅、金、地質調査、土木工事など
製錬	金、銀、銅、ニッケル、フェロニッケル、化成品など
材料	電池材料（水酸化ニッケル、ニッケル酸リチウムなど）、粉体材料（ペースト、ニッケル粉など）、ALC製品（シポレックス）、結晶材料（タンタル酸リチウム基板など）、半導体材料（テープ材料など）、プリント配線板、電子部品（コネクタなど）、薄膜材料（ターゲット材など）、磁性材料など
その他	環境保全設備・装置、不動産事業など

(8) 主要な営業所および工場等（2021年3月31日現在）

① 当社

本社	東京都港区新橋5丁目11番3号
支社・支店等	大阪支社、名古屋支店、別子事業所（愛媛県新居浜市）
工場等	東予工場（愛媛県西条市）、ニッケル工場（愛媛県新居浜市）、播磨事業所（兵庫県加古郡播磨町）、青梅事業所（東京都青梅市）、磯浦工場（愛媛県新居浜市）
鉱山	菱刈鉱山（鹿児島県伊佐市）
研究所	新居浜研究所（愛媛県新居浜市）、電池研究所（愛媛県新居浜市）、材料研究所（東京都青梅市）、市川研究センター（千葉県市川市）

② 子会社

名 称	所在地
Sumitomo Metal Mining America Inc. (住友金属鉱山アメリカ社)	シアトル事務所：米国
Sumitomo Metal Mining Arizona, Inc. (住友金属鉱山アリゾナ社)	モレンシー銅鉱山：米国
SMM Morenci Inc. (エス・エム・エム モレンシー社)	モレンシー銅鉱山：米国
Sumitomo Metal Mining Oceania Pty Ltd (住友金属鉱山オセアニア社)	ノースパークス銅鉱山：オーストラリア
株式会社日向製錬所	本社工場：宮崎県日向市
Coral Bay Nickel Corporation (コーラルベイニッケル社)	本社工場：フィリピン
Taganito HPAL Nickel Corporation (タガニートHPALニッケル社)	本社工場：フィリピン
大口電子株式会社	本社工場：鹿児島県伊佐市
株式会社伸光製作所	本社工場：長野県上伊那郡箕輪町 伊那工場：長野県伊那市
住友金属鉱山シポレックス株式会社	本社：東京都港区 栃木工場：栃木県那須郡那珂川町 三重工場：三重県亀山市

(9) 従業員の状況 (2021年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

報告セグメント等	従業員数		臨時従業員数	
	当期末	対前期末増減	当期	対前期増減
資源	374	△12	62	6
製錬	2,556	47	96	4
材料	2,764	149	344	17
その他	553	△8	101	10
本社その他 (当社)	825	23	119	19
計	7,072	199	722	56

(注) 臨時従業員数は、期中平均の人数です。

② 当社の従業員の状況

従業員数		平均年齢	平均勤続年数	臨時従業員数	
当期末	対前期末増減			当期	対前期増減
2,433	5	42.7	19.5	271	34

(注) 臨時従業員数は、期中平均の人数です。

(10) 重要な子会社および関連会社等の状況

① 子会社

名称	資本金	議決権比率(%)	主要な事業内容
Sumitomo Metal Mining America Inc. (住友金属鉱山アメリカ社)	米ドル 600	100.0	探鉱調査、南北アメリカ等の 資源事業統括
Sumitomo Metal Mining Arizona, Inc. (住友金属鉱山アリゾナ社)	米ドル 800	80.0 (80.0)	銅および銅精鉱の生産、販売
SMM Morenci Inc. (エス・エム・エム モレンシー社)	米ドル 10,000	100.0 (100.0)	銅および銅精鉱の生産、販売
Sumitomo Metal Mining Oceania Pty Ltd (住友金属鉱山オセアニア社)	千豪ドル 43,000	100.0 (89.0)	銅精鉱の生産、販売および 非鉄鉱物資源の探鉱調査
株式会社日向製錬所	百万円 1,080	60.0	フェロニッケルの製造
Coral Bay Nickel Corporation (コーラルベイニッケル社)	千フィリピンペソ 587,500	54.0	ニッケル原料の製造、販売
Taganito HPAL Nickel Corporation (タガニートHPALニッケル社)	千フィリピンペソ 4,095,000	75.0	ニッケル原料の製造、販売
大口電子株式会社	百万円 1,000	100.0	機能性材料の製造
株式会社伸光製作所	百万円 738	100.0	プリント配線板の製造、販売
住友金属鉱山シポレックス株式会社	百万円 5,000	100.0	ALC製品(シポレックス)の 製造、販売
株式会社ジェー・シー・オー	百万円 10	100.0	—

- (注) 1. 議決権比率欄()内は、当社の子会社の占める議決権比率を内数にて表示しています。
2. 住友金属鉱山アメリカ社への当社の出資額は、113億58百万円です。
3. コーラルベイニッケル社への当社の出資額は、93億90百万円です。
4. タガニートHPALニッケル社への当社の出資額は、280億32百万円です。
5. 株式会社ジェー・シー・オーは、施設の維持管理および低レベル放射性廃棄物の保管管理のほか、施設の廃止措置に向けた準備のため、施設の解体や除染等を推進するための諸施策を進めております。

② 関連会社等

名 称	資本金	議決権比率(%)	主要な事業内容
Compania Contractual Minera Candelaria (カンデラリア鉱山社)	千米ドル 105,860	20.0 (20.0)	銅精鉱の生産、販売
Sociedad Minera Cerro Verde S.A.A. (セロ・ベルデ鉱山社)	千米ドル 990,659	21.0 (21.0)	銅および銅精鉱の生産、販売
Sierra Gorda SCM (シエラゴルダ鉱山社)	千米ドル 2,819,400	45.0 (45.0)	銅精鉱およびモリブデン精 鉱の生産、販売
Quebrada Blanca Holdings SpA (ケブラダ・ブランカ ホールディングス社)	千米ドル 995,157	33.3 (33.3)	ケブラダ・ブランカ銅鉱山の 権益保有
三井住友金属鉱山伸銅株式会社	百万円 4,250	50.0	伸銅品の製造、販売
FIGESBAL SA (フィゲスバル社)	千太平洋フラン 543,213	25.5 (0.0)	ニッケル鉱石の採鉱および 小売卸売業
Nickel Asia Corporation (ニッケルアジア社)	千フィリピンペソ 6,849,836	26.5 (26.5)	ニッケル鉱山業
エヌ・イー ケムキャット株式会社	百万円 3,424	50.0	貴金属触媒等の製造、販売

(注) 議決権比率欄 () 内は、当社の子会社の占める議決権比率を内数にて表示しています。

当期において、PT Vale Indonesia Tbk (PT ヴァーレ インドネシア) 株式の一部を売却したこと
に伴い、同社を持分法の適用範囲から除いております。

なお、連結子会社は上記の重要な子会社11社を含む55社であり、持分法適用会社は上記の重要な
関連会社等8社を含む14社であります。

(11) 主要な借入先および借入額 (2021年3月31日現在)

借入会社	借入先名	借入金残高
当社	シンジケートローン	百万円 89,097
	株式会社国際協力銀行	19,928
	農林中央金庫	12,461
	株式会社三井住友銀行	9,620
	三井住友信託銀行株式会社	4,140
Taganito HPAL Nickel Corporation (タガニートHPALニッケル社)	株式会社国際協力銀行	29,554
	株式会社三菱UFJ銀行	7,757
	株式会社みずほ銀行	7,757
	株式会社三井住友銀行	775
	三井物産株式会社	365
Sumitomo Metal Mining America Inc. (住友金属鉱山アメリカ社)	株式会社国際協力銀行	58,517
SMM Holland B.V. (エス・エム・エム オランダ社)	株式会社三井住友銀行	3,110
	MUFG Bank (Europe) N.V.	3,110
	株式会社みずほ銀行	3,110
	三井住友信託銀行株式会社	2,378

(注) シンジケートローンは、株式会社三井住友銀行を主幹事、三井住友信託銀行株式会社を共同主幹事とする協調融資および株式会社三井住友銀行を主幹事とする協調融資によるものです。

2 株式に関する事項 (2021年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 500,000,000株
- (2) 発行済株式総数 290,814,015株
- (3) 株主数 42,489名
- (4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	31,202,400	11.36
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	19,281,800	7.02
トヨタ自動車株式会社	11,058,000	4.02
JP MORGAN CHASE BANK 385632	4,270,187	1.55
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	3,922,815	1.43
株式会社日本カストディ銀行 (信託口5)	3,879,100	1.41
株式会社三井住友銀行	3,825,245	1.39
住友不動産株式会社	3,745,055	1.36
住友生命保険相互会社	3,737,000	1.36
株式会社日本カストディ銀行 (信託口7)	3,643,900	1.33

- (注) 1. 当社は、自己株式16,038,719株を保有しています。
2. 持株比率は、自己株式を控除した発行済株式総数により算出しています。

3 新株予約権等に関する事項（その他新株予約権等に関する重要な事項）

2018年2月27日開催の取締役会の決議に基づき、同年3月15日（ロンドン時間）付で発行した社債額面総額300億円のユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」といいます。）に付された本新株予約権の概要は、以下のとおりです（2021年3月31日現在）。

名称	住友金属鉱山株式会社2023年満期ユーロ円建取得条項付 転換社債型新株予約権付社債
新株予約権の数	3,000個
新株予約権の目的である株式の種類	普通株式
新株予約権の目的である株式の数	本社債の額面金額の総額を転換価額で除した数
新株予約権の発行価額	無償
転換価額	7,766円
新株予約権の行使に際して出資される 財産の内容およびその価額	本社債を出資するものとし、当該本社債の価額はその額面金額と 同額とする。
新株予約権の行使期間	2018年4月2日から2023年3月1日まで（行使請求受付場所現地時間）
新株予約権の行使条件	① 各本新株予約権の一部行使はできない。 ② 2022年12月15日までは、本新株予約権付社債権者は、 ある四半期の最後の取引日に終了する20連続取引日において、 当社普通株式の終値が、当該最後の取引日において適用 のある転換価額の130%を超えた場合に限り、翌四半期の 初日から末日までの期間において、本新株予約権を行使する ことができる。ただし、当社の長期発行体格付がBBB-以下 である期間等一定の期間においては、上記の行使条件が適用 されない。

4 役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等（2021年3月31日現在）

地位	氏名	重要な兼職の状況
* 取締役会長	中里 佳明	一般社団法人日本メタル経済研究所代表理事会長（2020年6月17日退任）
* 取締役社長	野崎 明	
取締役	朝日 弘	Sociedad Minera Cerro Verde S.A.A., Director 一般社団法人資源・素材学会業務執行理事 副会長（2021年3月26日就任）
取締役	松本 伸弘	PT Vale Indonesia Tbk, Commissioner
取締役	肥後 亨	Teck Resources Limited, Director Nickel Asia Corporation, Director（2020年7月17日退任）
☆ ※ 取締役	中野 和久	
☆ ※ 取締役	石井 妙子	太田・石井法律事務所弁護士 日本電気株式会社社外監査役 株式会社DTS社外監査役 株式会社ふるさとサービス社外監査役
☆ ※ 取締役	木下 学	日本電気株式会社シニアオフィサー アルフレッサホールディングス株式会社社外取締役（2020年6月25日就任）
常任監査役(常勤)	猪野 和志	
監査役(常勤)	中山 靖之	
★ ※ 監査役	山田 雄一	山田雄一公認会計士事務所公認会計士 株式会社日本政策金融公庫社外監査役 株式会社クボタ社外監査役
★ ※ 監査役	吉田 亙	

- (注) 1. *印は、代表取締役です。
 2. ☆印は、会社法第2条第15号に定める社外取締役です。
 3. ★印は、会社法第2条第16号に定める社外監査役です。
 4. ※印は、株式会社東京証券取引所の規定に基づき、一般株主と利益相反の生じるおそれがない独立役員として届け出ている役員です。
 5. 監査役山田雄一氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しています。
 6. 社外取締役および社外監査役のその他の重要な兼職先と当社との間に特別の関係はありません。
 7. 社外監査役山田雄一氏は、当社の特定関係事業者（メインバンク）である株式会社三井住友銀行の使用人の三親等以内の親族です。

(2) 執行役員の氏名等（2021年3月31日現在）

当社では、執行役員が業務執行にあたる執行役員制度をとっています。執行役員の氏名、地位および担当は、以下のとおりです。

地位	氏名	担当
* 社長	野崎 明	
* 専務執行役員	朝日 弘	資源事業本部長
常務執行役員	森本 雅裕	経理部長、秘書室・資材部・情報システム部担当
常務執行役員	安川 修一	CSR部長、総務部・広報IR部担当
常務執行役員	水野 文雄	工務本部長
常務執行役員	貝掛 敦	安全環境部長、品質保証部担当
* 常務執行役員	松本 伸弘	金属事業本部長
執行役員	阿部 功	電池材料事業本部長
* 執行役員	肥後 亨	経営企画部長、法務部・監査部担当
執行役員	金山 貴博	人事部長、人材開発部担当
執行役員	佐藤 涼一	資源事業本部副本部長
執行役員	滝澤 和紀	機能性材料事業本部長
執行役員	吉田 浩	金属事業本部副本部長、大阪支社担当
執行役員	谷 勝	資源事業本部副本部長
執行役員	大久保 仁史	工務本部副本部長
執行役員	坂本 孝司	電池材料事業本部副本部長
執行役員	小笠原 修一	技術本部長
執行役員	大場 浩正	別子事業所長
執行役員	田中 勝也	電池材料事業本部副本部長
執行役員	竹林 優	金属事業本部副本部長

(注) *印の各氏は、取締役を兼務しています。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役中野和久氏、石井妙子氏および木下学氏ならびに社外監査役山田雄一氏および吉田互氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しています。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、1,000万円または法令に定める最低責任限度額のいずれか高い額としています。

(4) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。

① 当該役員等賠償責任保険契約の被保険者の範囲

当社の取締役、監査役および執行役員ならびに当社の全ての連結子会社（55社）の全ての取締役および監査役。

② 当該役員等賠償責任保険契約の内容の概要

被保険者が①の会社の役員等としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を補償するものです。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすること、および被保険者1名につき20万円または一連の請求につき100万円の免責額を設け上記の額に至らない損害については填補の対象としないこととすることなどにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じています。保険料は全額当社が負担しております。

(5) 社外役員に関する事項

当期における主な活動状況は以下のとおりです。

区分	氏名	出席状況、発言状況および 社外取締役期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	中野和久	当期開催の取締役会15回（定時12回、臨時3回）の全てに出席しました。経営者としての経験を背景に、コーポレートガバナンス、経営方針の策定等に関して意見を表明し、チェック機能を発揮するとともに、意思決定の質を高め、ひいては企業価値の向上に寄与しています。また、ガバナンス委員会の委員長として、当期開催のガバナンス委員会4回の全てに出席し、取締役および執行役員の指名や報酬等の意思決定ならびに当社におけるコーポレートガバナンスに関して助言することにより、監督機能を発揮しています。
社外取締役	石井妙子	当期開催の取締役会15回（定時12回、臨時3回）の全てに出席しました。弁護士としての経験を背景に、人事制度やコンプライアンス、内部統制等に関して意見を表明し、チェック機能を発揮するとともに、意思決定の質を高め、ひいては企業価値の向上に寄与しています。また、ガバナンス委員会の委員として、当期開催のガバナンス委員会4回の全てに出席し、取締役および執行役員の指名や報酬等の意思決定ならびに当社におけるコーポレートガバナンスに関して助言することにより、監督機能を発揮しています。
社外取締役	木下学	取締役就任後、当期開催の取締役会11回（定時9回、臨時2回）の全てに出席しました。経営者としての経験を背景に、事業の在り方、大型プロジェクトの進捗管理、材料事業の外部環境のとらえ方等に関して意見を表明し、チェック機能を発揮するとともに、意思決定の質を高め、ひいては企業価値の向上に寄与しています。また、ガバナンス委員会の委員として、当期開催のガバナンス委員会4回の全てに出席し、取締役および執行役員の指名や報酬等の意思決定ならびに当社におけるコーポレートガバナンスに関して助言することにより、監督機能を発揮しています。

区分	氏名	出席状況、発言状況および 社外監査役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外監査役	山田 雄一	<p>当期開催の取締役会15回（定時12回、臨時3回）のうち14回（定時11回、臨時3回）に出席し、また当期開催の監査役会16回のうち15回に出席しました。常勤の監査役と十分な連携を行いながら、公認会計士としての専門知識と経験に基づき、実効的な監査を行っています。また、グループ会社を含む国内の各拠点に往査に赴くほか、監査の一環として取締役会をはじめとする重要な会議に参加し、意思決定の過程において、独立した客観的な立場から、提案内容の適法性および妥当性を踏まえ、会計上の課題等について積極的に意見を表明しています。</p>
社外監査役	吉田 亙	<p>監査役就任後、当期開催の取締役会11回（定時9回、臨時2回）の全てに出席し、また当期開催の監査役会11回の全てに出席しました。常勤の監査役と十分な連携を行いながら、金融機関における豊富な経験と会社経営に関する知見に基づき、実効的な監査を行っています。また、グループ会社を含む国内の各拠点に往査に赴くほか、監査の一環として取締役会をはじめとする重要な会議に参加し、意思決定の過程において、独立した客観的な立場から、提案内容の適法性および妥当性を踏まえ、海外プロジェクトの資金調達等について積極的に意見を表明しています。</p>

5 役員の報酬に関する事項

(1) 報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額	基本報酬等			役員の員数
		固定報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役(社外取締役を除く)	315百万円	197百万円	118百万円	—	6名
監査役(社外監査役を除く)	64百万円	64百万円	—	—	2名
社外取締役	41百万円	41百万円	—	—	4名
社外監査役	23百万円	23百万円	—	—	3名

- (注) 1. 上記の取締役(社外取締役を除く)の報酬等の総額には、第96期定時株主総会において決議いただく予定の取締役賞与105百万円を含んでいます。
 2. 上記のほか、使用人兼務取締役2名に対する使用人分給与として31百万円を支給しています。

(2) 株主総会の決議による定めに関する事項

取締役の報酬額は、2006年6月29日開催の第81期定時株主総会において、月額40百万円以内(ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。)と決議いただいています。当該定めに係る取締役の員数は8名です。

監査役の報酬額は、2005年6月29日開催の第80期定時株主総会において、月額9百万円以内と決議いただいています。当該定めに係る監査役の員数は4名です。

(3) 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針

① 方針の決定方法

当社は、会社法の規定により2021年2月26日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針(以下「報酬決定方針」といいます。)を決議しています。当該取締役会の決議に先立ち、執行役員ではない取締役会長および独立社外取締役3名からなるガバナンス委員会の助言を得ています。

② 方針の内容の概要

a. 基本方針

当社の取締役の報酬は、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上ならびに経営基盤の強化、維持に資するインセンティブとして十分機能するよう、当社の事業構造を踏まえ、中長期の目標達成のためにモチベーションが上がるよう設計した、業績と連動した報酬制度とする。個々の取締役の報酬の決定に際しては、公平性を期すために、あらかじめ決められた計算式に則って報酬額を導き出すこととしており、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

具体的には、取締役（社外取締役を除く）の報酬は、基本報酬および賞与とする。基本報酬は、固定報酬（業績連動報酬等および非金銭報酬等のいずれでもないもの）および業績連動報酬等により構成し、賞与は業績連動報酬等とする。社外取締役の報酬は、基本報酬のみとし賞与は支給しない。

基本報酬は、個人ごとの年額を算出し月割りで毎月支給し、賞与は、定時株主総会で承認を得た後に年1回支給する。

b. 基本報酬について

a) 取締役社長の報酬等の決定に関する方針

取締役社長の基本報酬は、固定報酬および業績連動報酬等により構成する。

固定報酬の額は、国内同業企業および当社と同規模の国内製造業企業の報酬水準を参考に具体的な基準額を設定し、従業員の賃金動向を踏まえ毎年一定の修正を図る。

業績連動報酬等は、企業経営の評価という意味合いで前年度の親会社の所有者に帰属する当期利益および安全成績の目標値に対する達成度合いに応じて算定された額を支給する。

b) 取締役会長の報酬等の決定に関する方針

取締役会長の基本報酬は、取締役社長の基本報酬を基準額として、あらかじめ定められた職位別係数を乗じた額とする。

c) 社外取締役の報酬等の決定に関する方針

社外取締役の基本報酬は、取締役社長の基本報酬を基準額として、職位別係数を乗じた額とする。

d) 役付執行役員（副社長、専務執行役員および常務執行役員）を兼務する取締役の報酬等の決定に関する方針

役付執行役員を兼務する取締役の基本報酬は、取締役社長の基本報酬を基準額として、職責、部門業績および個人別業績評価等を反映して支給額を決定する。

また、副社長または専務執行役員を兼務する代表取締役および常務執行役員を兼務する取締役には、上記の基本報酬に加え、職責等を勘案のうえ、あらかじめ定められた固定報酬を加算して支給する。

e) 執行役員（役付執行役員を除く）を兼務する取締役の報酬等の決定に関する方針

執行役員を兼務する取締役の基本報酬は、その全額を職責等を勘案のうえ、あらかじめ定められた固定報酬とする。ただし、別に執行役員としての基本報酬を使用人分給与として支給する。

c. 賞与について

取締役賞与は、社外取締役を除く取締役に支給するものとし、当該期の業績について取締役に対して報いるものとして、親会社の所有者に帰属する当期利益が一定の額以上となった場合には、当該期にかかる定時株主総会に提案して審議する。

取締役社長の賞与額は、当該期の親会社の所有者に帰属する当期利益の目標値に対する達成度合いに応じて算定し、これを基準額とする。取締役会長および執行役員を兼務する取締役の賞与額は、上記b.の基本報酬と同様に、取締役社長の基準額に職位別係数を乗じること等によって算定し、その総額とする。

個人別の具体的な支給額は、各取締役の個人別業績評価を反映して決定する。

d. 固定報酬と業績連動報酬等に関わる割合の決定方針について

各取締役における固定報酬と業績連動報酬等の割合は、上記各報酬の算定方法に従って決定されるが、執行役員でない取締役会長および独立社外取締役で構成するガバナンス委員会に諮問し、助言を得たうえで、報酬全体として企業価値向上のための適切なインセンティブとなるように決定する。なお、親会社の所有者に帰属する当期利益が定められた水準に満たない場合は、賞与を支給しないこととなる。

e. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の第三者への委任に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき、代表取締役社長がその具体的内容の決定について委任を受けるものとし、その権限の内容は、取締役の基本報酬および賞与の額の決定とする。具体的な手続としては、取締役会の委任を受けた代表取締役社長が各取締役の具体的な報酬額を、ガバナンス委員会に諮問し、助言を得たうえで決定する。決定に際しては、秘書室が稟議書を作成し代表取締役社長が決裁する。

結果については、ガバナンス委員会の委員である取締役会長が確認し、また監査役も確認する。

③ 当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当社では、取締役の個人別の基本報酬および賞与の額は、取締役会から委任を受けた代表取締役社長が、ガバナンス委員会の助言を受け決定しています。

ガバナンス委員会は、基本報酬および賞与の額ならびに具体的金額の決定方法について代表取締役社長より説明を受け、その内容を踏まえた検討を行った結果、当該報酬等の内容が報酬決定方針に沿うものであると確認しました。

取締役会は、ガバナンス委員会による助言の概要および報酬等の内容が、報酬決定方針に沿うものであることの確認結果の報告を受け、本報告を踏まえ、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が報酬決定方針に沿うものであると判断しています。

(4) 業績連動報酬等に関する事項

① 業績連動報酬等の額の算定の基礎として選定した業績指標の内容および選定の理由

業績指標は、「連結業績（親会社の所有者に帰属する当期利益および税引前当期利益）」、「部門業績（ROA（総資産利益率）、フリーキャッシュ・フローおよびセグメント利益）」、「中長期的な経営戦略に沿って設定される個人目標の到達度」および「安全成績（労働災害の件数）」等を採用しています。

当該指標を選定した理由は、連結業績（親会社の所有者に帰属する当期利益および税引前当期利益）については、企業経営の評価指標としており長期ビジョンにおいて会社が到達すべき利益目標としているためです。部門業績（ROA（総資産利益率）、フリーキャッシュ・フローおよびセグメント利益）については、資産効率、キャッシュ・フローおよび利益の絶対額とい

う3つの基準でバランスよく評価するためです。中長期的な経営戦略に沿って設定される個人目標の到達度については、持続的な企業価値向上の実現のためには、中長期的な視点で着実に計画を遂行していく必要があるためです。安全成績については、鉱山業および製錬業を含む製造業を営む企業として、安全の確保を経営の基本と考えているためです。

② 業績連動報酬等の額または数の算定方法

業績連動報酬等の額は、職位別業績連動報酬等の額に個人別業績反映額を加えて算定します。

a. 職位別業績連動報酬等の額の算定方法

親会社の所有者に帰属する当期利益から取締役社長の業績連動報酬等の額を算定し、これに職位別係数を乗じて各職位別の業績連動報酬等の額を算定します。基本報酬に係る職位別業績連動報酬等の額は、前期の親会社の所有者に帰属する当期利益を用いて算定し、賞与に係る職位別業績連動報酬等の額は、当期の親会社の所有者に帰属する当期利益を用いて算定します。

基本報酬に係る職位別業績連動報酬等の額＝前期の親会社の所有者に帰属する当期利益×職位別係数×業績に連動しない一定の係数

賞与に係る職位別業績連動報酬等の額＝当期の親会社の所有者に帰属する当期利益×職位別係数×業績に連動しない一定の係数

b. 個人別業績反映額の算定方法

取締役社長の基本報酬に係る個人別業績反映額については、前期の「全社業績の公表予想値達成度」および「安全成績の達成度」を4：1として合計点を算出します。合計点からあらかじめ定められた係数表（本表において税引前当期利益を考慮）により90%から130%までの範囲で個人別業績評価係数を定め個人別業績反映額を算定します。

役付執行役員（副社長、専務執行役員および常務執行役員）を兼務する取締役の基本報酬に係る個人別業績反映額については、それぞれ前期の「部門業績の前期比較」、「部門業績の公表予想値達成度」、「中長期的な経営戦略に沿って設定される個人目標の到達度」および「安全成績の達成度」を点数化したうえで、重み付けを「部門業績の前期比較：部門業績の公表予想値達成度：個人目標の到達度：安全成績の達成度＝3：3：4：1」として合計点を算出し、上記と同様に個人別業績反映額を算定します。

取締役社長の賞与に係る個人別業績反映額については、当期の「全社業績の公表予想値達成度」および「安全成績の達成度」を4：1として合計点を算出します。執行役員を兼務する取締役の賞与に係る個人別業績反映額については、当期は、新型コロナウイルス感染症の拡大に鑑み、部門業績は公表予想値達成度のみを勘案することとし、それぞれ当期の「部門業績の公表予想値達成度：個人目標の到達度：安全成績の達成度＝6：4：1」として合計点を算出し、上記と同様に個人別業績反映額を算定します。

基本報酬に係る個人別業績反映額＝職位別の基本報酬×業績に連動しない一定の係数×個人別業績評価係数

賞与に係る個人別業績反映額＝職位別の賞与額×業績に連動しない一定の係数×個人別業績評価係数

③ 業績指標の内容および数値

業績指標の内容		2019年度 目標(億円) 2019年5月公表予想値	2019年度 実績 (億円)	達成率(%)
連結業績(親会社の所有者に帰属する当期利益)		640	606	95
連結業績(税引前当期利益)		740	790	107
セグメント利益	資源	290	380	131
	製錬	390	483	124
	材料	100	53	53

- (注) 1. 当期に係る取締役の業績連動報酬等(基本報酬)は、前期の業績に連動して支給しておりますので、前期の業績の実績を記載しています。なお、当期に係る取締役賞与は当期の業績に連動して算定しており、第96期定時株主総会において決議いただく予定です。
2. 前期の部門業績の各指標(ROA(総資産利益率)、フリーキャッシュ・フローおよびセグメント利益)の達成率の平均は、資源が104%、製錬が131%、材料が24%でした。

安全成績(2019年暦年の国内社員の労働災害の件数)の目標は、休業災害が1件以下、全災害が5件以下であり、実績は休業災害が6件、全災害が14件でした。

(5) 報酬等の内容の決定の委任に関する事項

取締役会は、代表取締役社長 野崎明に対し、各取締役の個人別の基本報酬および賞与の額の決定を委任しています。委任した理由は、執行役員を兼務している取締役の個人別の報酬等の額については会社業績および執行役員としての個人別の業績評価に連動させており、当該業績評価のための個人目標の設定およびその到達度の評価を代表取締役社長が各執行役員と面談のうえ行うことから、具体的な報酬額を代表取締役社長が決定することが適すると判断しているためです。また、その他の取締役の個人別の報酬等の額については取締役社長の報酬等の額を基準として定めているためです。

なお、代表取締役社長は、具体的金額の決定に先立ち、ガバナンス委員会において説明し、助言を受けます。そのうえで具体的金額の決定に際しては、秘書室が稟議書を作成し代表取締役社長が決裁しており、また、その結果については、ガバナンス委員会の委員である取締役会長が確認し、また監査役も確認します。

(6) 監査役の報酬等の額の具体的な決定手続

監査役の基本報酬の額は、株主総会で承認を受けた報酬総額の範囲内において、監査役会における監査役の協議により、個別の監査役の報酬額を決定します。

6 会計監査人に関する事項

(1) 当社の会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当期に係る会計監査人の報酬等の額および当該報酬等について監査役会が同意した理由

① 当期に係る会計監査人の報酬等の額

区分	前期 (2019年度)		当期 (2020年度)	
	監査証明業務に基づく報酬等 (百万円)	非監査業務に基づく報酬等 (百万円)	監査証明業務に基づく報酬等 (百万円)	非監査業務に基づく報酬等 (百万円)
当社	179	2	181	—
子会社	18	0	18	0
計	197	2	199	0

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分していませんので、監査証明業務に基づく報酬等の額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めています。

② 当期に係る会計監査人の報酬等の額について監査役会が同意した理由

監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前事業年度の職務執行状況等必要な資料を入手したうえで、会計監査人の監査計画の内容、報酬見積り額の算出根拠などの妥当性を検討し、会計監査人の当社の監査証明業務に基づく報酬等について会社法第399条第1項の同意を行なっております。

(3) 公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務以外の業務を委託しておりません。

(4) 解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号記載の事由のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。また、監査役会は、会計監査人が関係法令に違反した場合、および会計監査人が職務を適正に遂行することが困難と認められる場合などには、必要に応じて、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定します。

(5) 当社および当社の子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の額

199百万円

(6) 当社の会計監査人以外の状況

当社の重要な子会社のうち、住友金属鉱山アメリカ社、住友金属鉱山アリゾナ社、他4社は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けています。

(この事業報告における単位の記載は、単位未満を四捨五入して表示しています。)

連結計算書類

連結財政状態計算書 (2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産	
流動資産	
現金および現金同等物	158,373
営業債権およびその他の債権	153,645
その他の金融資産	3,995
棚卸資産	323,229
その他の流動資産	34,494
流動資産合計	673,736
非流動資産	
有形固定資産	457,662
無形資産およびのれん	53,180
投資不動産	3,477
持分法で会計処理されている投資	311,768
その他の金融資産	354,465
繰延税金資産	8,693
その他の非流動資産	23,018
非流動資産合計	1,212,263
資産合計	1,885,999

科目	金額
負債	
流動負債	
営業債務およびその他の債務	151,128
社債および借入金	120,725
その他の金融負債	6,794
未払法人所得税等	22,544
引当金	4,952
その他の流動負債	19,179
流動負債合計	325,322
非流動負債	
社債および借入金	239,702
その他の金融負債	11,499
引当金	22,650
退職給付に係る負債	5,851
繰延税金負債	57,041
その他の非流動負債	951
非流動負債合計	337,694
負債合計	663,016
資本	
資本金	93,242
資本剰余金	87,604
自己株式	△38,027
その他の資本の構成要素	25,148
利益剰余金	945,956
親会社の所有者に帰属する持分合計	1,113,923
非支配持分	109,060
資本合計	1,222,983
負債および資本合計	1,885,999

連結損益計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額
売上高	926,122
売上原価	△775,246
売上総利益	150,876
販売費および一般管理費	△46,297
金融収益	22,955
金融費用	△4,757
持分法による投資損益	8,719
その他の収益	5,757
その他の費用	△13,874
税引前当期利益	123,379
法人所得税費用	△24,670
当期利益	98,709
当期利益の帰属	
親会社の所有者	94,604
非支配持分	4,105
当期利益	98,709

連結持分変動計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

	親会社の所有者に帰属する持分					
	資本金	資本剰余金	自己株式	その他の資本の構成要素		
				在外営業活動体の換算差額	キャッシュ・フロー・ヘッジ	その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産
2020年4月1日時点の残高	93,242	87,598	△38,002	△26,376	△916	27,198
当期利益						
その他の包括利益				△18,707	△1,071	44,946
当期包括利益合計				△18,707	△1,071	44,946
自己株式の取得			△25			
自己株式の処分		1	0			
配当金						
支配継続子会社に対する持分変動		5				
子会社の支配獲得に伴う変動						
利益剰余金への振替						74
所有者との取引額合計	－	6	△25	－	－	74
2021年3月31日時点の残高	93,242	87,604	△38,027	△45,083	△1,987	72,218

	親会社の所有者に帰属する持分				非支配持分	合計
	その他の資本の構成要素		利益剰余金	合計		
	確定給付制度の再測定	合計				
2020年4月1日時点の残高	－	△94	859,202	1,001,946	108,914	1,110,860
当期利益			94,604	94,604	4,105	98,709
その他の包括利益	8,986	34,154		34,154	△2,914	31,240
当期包括利益合計	8,986	34,154	94,604	128,758	1,191	129,949
自己株式の取得			－	△25		△25
自己株式の処分			－	1		1
配当金			△16,762	△16,762	△3,224	△19,986
支配継続子会社に対する持分変動			－		5	2,156
子会社の支配獲得に伴う変動					－	28
利益剰余金への振替	△8,986	△8,912	8,912	－	－	－
所有者との取引額合計	△8,986	△8,912	△7,850	△16,781	△1,045	△17,826
2021年3月31日時点の残高	－	25,148	945,956	1,113,923	109,060	1,222,983

計算書類

貸借対照表 (2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
(資産の部)	(1,300,541)
流動資産	629,525
現金および預金	101,780
受取手形	1,567
売掛金	109,590
商品および製品	81,424
仕掛品	96,851
原材料および貯蔵品	58,465
前渡金	22,363
前払費用	816
短期貸付金	122,617
未収入金	18,760
その他	21,690
貸倒引当金	△6,398
固定資産	671,016
有形固定資産	122,923
建物	30,207
構築物	22,582
機械および装置	41,743
車両運搬具	280
工具・器具および備品	1,751
鉱業用地	24
一般用地	18,363
建設仮勘定	7,973
無形固定資産	2,540
借地権	84
鉱業権	273
ソフトウェア	1,748
その他	435
投資その他の資産	545,553
投資有価証券	197,410
関係会社株式	330,812
出資金	6
関係会社出資金	4,402
長期貸付金	488
長期前払費用	934
前払年金費用	8,571
その他	8,601
貸倒引当金	△5,671
資産合計	1,300,541

科目	金額
(負債の部)	(495,612)
流動負債	273,288
買掛金	71,775
短期借入金	26,690
一年内返済予定の社債	30,000
一年内返済予定の長期借入金	16,812
リース債務	1
未払金	25,329
未払費用	8,874
未払法人税等	17,096
前受金	189
預り金	399
関係会社預り金	55,066
賞与引当金	1,837
役員賞与引当金	105
休炉工事引当金	1,188
事業再編損失引当金	237
環境対策引当金	87
資産除去債務	83
その他	17,520
固定負債	222,324
社債	20,000
転換社債型新株予約権付社債	30,060
長期借入金	119,580
リース債務	161
繰延税金負債	42,726
退職給付引当金	1,965
金属鉱業等鉱害防止引当金	96
事業再編損失引当金	173
関係会社支援損失引当金	5,960
環境対策引当金	3
資産除去債務	1,031
その他	569
(純資産の部)	(804,929)
株主資本	723,095
資本金	93,242
資本剰余金	86,070
資本準備金	86,062
その他資本剰余金	8
利益剰余金	581,810
利益準備金	7,455
その他利益剰余金	574,355
海外投資等損失積立金	21,112
圧縮記帳積立金	3,435
探鉱積立金	7,832
別途積立金	410,000
繰越利益剰余金	131,976
自己株式	△38,027
評価・換算差額等	81,834
その他有価証券評価差額金	80,599
繰延ヘッジ損益	1,235
負債純資産合計	1,300,541

損益計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額
売上高	821,176
売上原価	723,923
売上総利益	97,253
販売費および一般管理費	32,002
営業利益	65,251
営業外収益	17,560
受取利息	1,497
受取配当金	11,460
受取保証料	1,818
貸倒引当金戻入額	891
その他	1,894
営業外費用	7,508
支払利息	1,430
社債利息	135
デリバティブ評価損	849
為替差損	478
原価外償却	1
休廃止鉱山維持費	2,368
解体撤去費用	1,057
その他	1,190
経常利益	75,303
特別利益	6,766
固定資産売却益	136
投資有価証券売却益	73
関係会社株式売却益	6,557
特別損失	9,236
固定資産除却損	447
固定資産圧縮損	129
減損損失	375
投資有価証券売却損	180
関係会社株式評価損	1,279
関係会社出資金評価損	3,235
関係会社整理損	1
関係会社支援損	3,590
税引前当期純利益	72,833
法人税、住民税および事業税	18,944
法人税等調整額	187
当期純利益	53,702

株主資本等変動計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計
					諸積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	93,242	86,062	7	86,069	7,455	442,805	94,610	544,870
当期変動額								
諸積立金の積立						3,039	△3,039	－
諸積立金の取崩						△3,465	3,465	－
剰余金の配当							△16,762	△16,762
当期純利益							53,702	53,702
自己株式の取得								
自己株式の処分			1	1				
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)								
当期変動額合計	－	－	1	1	－	△426	37,366	36,940
当期末残高	93,242	86,062	8	86,070	7,455	442,379	131,976	581,810

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△38,002	686,179	22,149	△1,546	20,603	706,782
当期変動額						
諸積立金の積立		－				－
諸積立金の取崩		－				－
剰余金の配当		△16,762				△16,762
当期純利益		53,702				53,702
自己株式の取得	△25	△25				△25
自己株式の処分	0	1				1
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)			58,450	2,781	61,231	61,231
当期変動額合計	△25	36,916	58,450	2,781	61,231	98,147
当期末残高	△38,027	723,095	80,599	1,235	81,834	804,929

監査報告

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月18日

住友金属鉱山株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 袖 川 兼 輔 ㊟

業務執行社員 公認会計士 秋 山 高 広 ㊟

指定有限責任社員 公認会計士 加 瀬 幸 広 ㊟

業務執行社員 公認会計士 加 瀬 幸 広 ㊟

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、住友金属鉱山株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、会社計算規則第120条第1項後段の規定により国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された上記の連結計算書類が、住友金属鉱山株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、経営者が清算若しくは事業停止の意図があるか、又はそれ以外に現実的な代替案がない場合を除いて、継続企業に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月18日

住友金属鉱山株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 袖 川 兼 輔 ㊟

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 秋 山 高 広 ㊟

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 加 瀬 幸 広 ㊟

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、住友金属鉱山株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第96期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第96期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思の疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思の疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社に赴き、業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任 あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針及び各取組みとして会社法施行規則第118条第3号に定める事項については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討いたしました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「会計監査人の職務の遂行に関する事項」（会社計算規則第131条）について、法令及び企業会計審議会等により公表された基準に準拠し、整備された監査業務の品質管理システムを保持している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（会社計算規則第120条第1項後段の規定により、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関しては継続的に運用面の充実が図られており、事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。また、その各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社従業員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月24日

住友金属鉱山株式会社 監査役会

常任監査役（常勤） 猪 野 和 志 ㊟

監 査 役（常勤） 中 山 靖 之 ㊟

監 査 役 山 田 雄 一 ㊟

監 査 役 吉 田 互 ㊟

（注）監査役山田雄一及び監査役吉田互は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

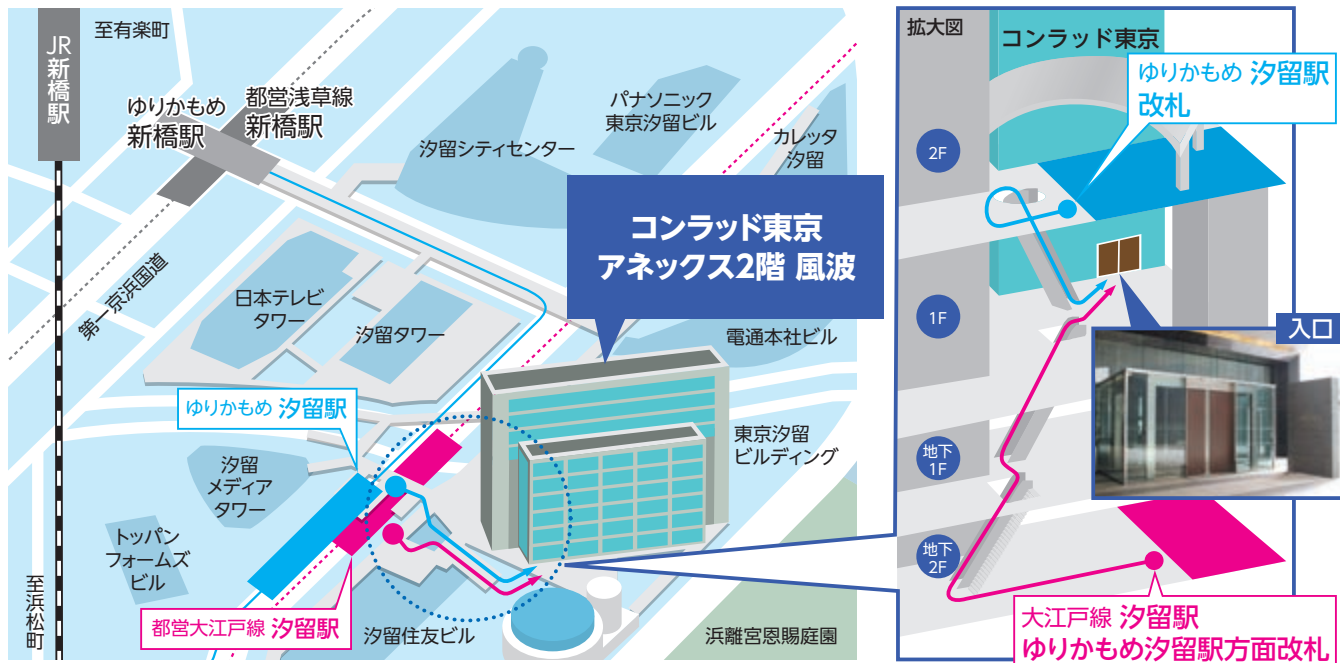
以 上

定時株主総会会場ご案内図

開催場所が昨年と異なりますので、ご注意ください。

コンラッド東京 アネックス2階 風波

東京都港区東新橋1丁目9番1号 電話 03-6388-8000(代表)



交通のご案内

▶ 都営地下鉄大江戸線 **汐留駅**「ゆりかもめ汐留駅方面改札」から 徒歩3分

※改札を出て進み、右側のエスカレーターで上の階へ、次に左側へ進み、コンラッド行きの上りエスカレーターをご利用ください。

▶ ゆりかもめ **汐留駅** 改札から 徒歩3分

※改札を出て右側へ進み、コンラッド行きの下りエスカレーターをご利用ください。

※詳細な交通のご案内は、インターネット上のコンラッド東京ウェブサイト (<https://conrad-tokyo.hiltonjapan.co.jp/access/>) をご覧ください。

※ご来場の際は、公共交通機関のご利用をお願い申し上げます。

※当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主様1名に委任することができます。この場合は、代理権を証明する書面をご提出ください。また、議事資料として本第96期定時株主総会招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

お土産品の用意はございませんので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

住友金属鉱山株式会社



見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。